

信州型住宅リフォーム助成金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、信州型住宅リフォーム助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第15の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(断熱性能を向上させる工事)

第2 要綱において、次の各号に掲げる部位の「断熱性能を向上させる工事」とは、当該各号に定めるものをいう。

(1) 壁、床、天井又は屋根 当該部位の熱貫流率を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「告示基準」という。）1(2)イの表に掲げる基準値以下とするもの、又は、当該部位の断熱材の熱抵抗を、告示基準1(2)ロの表に掲げる基準値以上とするもの

(2) 建具 当該部位の熱貫流率を告示基準1(3)イの表の(ろ)欄に掲げる基準値以下とするもの

(断熱性能が確保されている建具)

第3 要綱第5において、「断熱性能が確保されている」とは、リフォーム工事着手前において、告示基準1(3)イの表の(ろ)欄に掲げる基準値以下であることをいう。

(床の段差を解消する工事)

第4 要綱別表第2において、「床の段差を解消する工事」とは、床の段差がある部分に勾配が12分の1以下の傾斜路を設けるものをいう。

(出入口の幅を拡張する工事)

第5 要綱別表第2において、「出入口の幅を拡張する工事」とは、出入口の通行上有効な幅員を750mm以上とするものをいう。

(十分な面積を確保する工事)

第6 要綱別表第2において、次の各号に掲げる部分の「十分な面積を確保する工事」とは、当該各号に定めるものをいう。

(1) 便所 短辺長さを内法寸法で1,100mm以上かつ長辺長さを内法寸法で1,300mmとするもの、又は、洋式便器の前方及び側方について便器と壁の距離（建具の開放により確保できる部分を含む。）を500mm以上とするもの

(2) 浴室 短辺長さを内法寸法で1,400mm以上かつ面積を内法寸法で2.5平方メートル以上とするもの

(リフォーム瑕疵保険)

第7 要綱別表第2において、「リフォーム瑕疵保険」とは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の規定に基づき指定された住宅瑕疵担保責任保険法人が引き受ける保険契約であって、リフォーム工事の目的物に瑕疵があった場合に、その担保の責任の履行によって生じたリフォーム工事の請負人の損害又は当該瑕疵によって生じたリフォーム工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受するものをいう。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 10 月 9 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 3 月 17 日から適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 29 年度の助成金から適用する。ただし、平成 28 年度に交付の決定をした助成金については、なお従前の例による。